

重層的支援体制整備事業の現状について

第1 基本方針

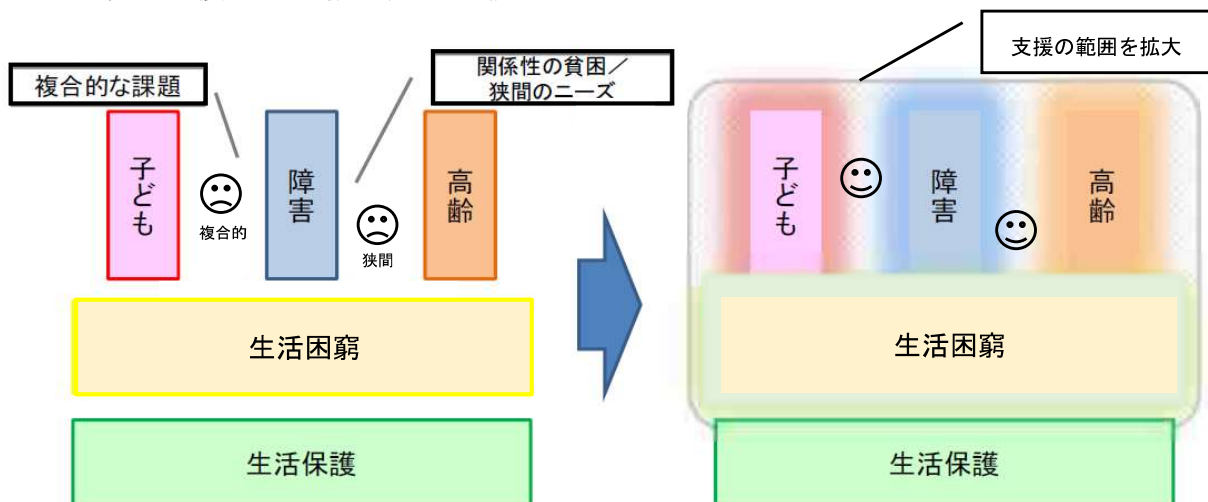
これまで久留米市では、高齢・障害・子ども・生活困窮といった対象者や分野ごとに相談支援体制の充実や地域づくりに取り組み、整備を進めてきました。これによって、分野ごとに専門職を配置した相談窓口が市内各所に設置され、日々、多くの困りごとを抱えた市民の相談や支援に対応しています。

しかし、その一方で、少子高齢・人口減少社会や、地域のつながりの希薄化が進行するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。そして、これらを背景に、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、分野を超えた支援を必要とする「複合的な課題」や、これまでの支援制度では対応が難しい「制度の狭間の課題」が表面化、これらの課題への対応が求められています。

そこで、本市では、「複合的な課題」や「制度の狭間の課題」に対応しつつ、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けて、くるめ支え合うプランに基づき、重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4に規定され、第2の1～5を一体的に実施する事業）を実施します。

重層的支援体制の整備にあたっては、これまでの相談支援体制の拡充や地域づくりの成果を基盤に、相談支援体制の更なる連携強化やお互いを気にかけて支え合う地域づくり、参加支援をはじめとする新たな事業に取り組むことによって、困りごとを抱えながらも地域で暮らしていくことができる仕組みを構築していきます。

●重層的支援体制整備事業への移行イメージ



※ 相談支援体制の更なる連携強化により、支援の範囲を広げ、「複合的な課題」や「制度の狭間の課題」に対応

第2 提供体制

1 包括的相談支援事業【拡充】

これまで対象者や分野ごとに充実させてきた相談支援体制の連携を強化し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず幅広く受け止め、抱える課題の解きほぐしや整理、適切な支援関係機関へのつなぎを行う体制へと再構築します。

| 主な対象分野 | 相談支援機関名 | 設置箇所数 | 設置形態 | 運営形態 | 対象圏域 |
|--------|------------------------------|-------|----------------------------|------|----------------------|
| 高齢 | 地域包括支援センター | 11 | 基本型 ^{※1} 事業・拠点 | 委託 | 日常生活圏域 ^{※2} |
| 障害 | 障害者基幹相談支援センター | 4 | 基本型 事業・拠点 | 委託 | 複数の日常生活圏域 |
| 子ども | こども子育てサポートセンター ^{※3} | 1 | 基本型 事業・拠点 | 直営 | 市内全域 ^{※4} |
| 生活困窮 | 生活自立支援センター | 1 | 基本型 事業・拠点 | 委託 | 市内全域 |

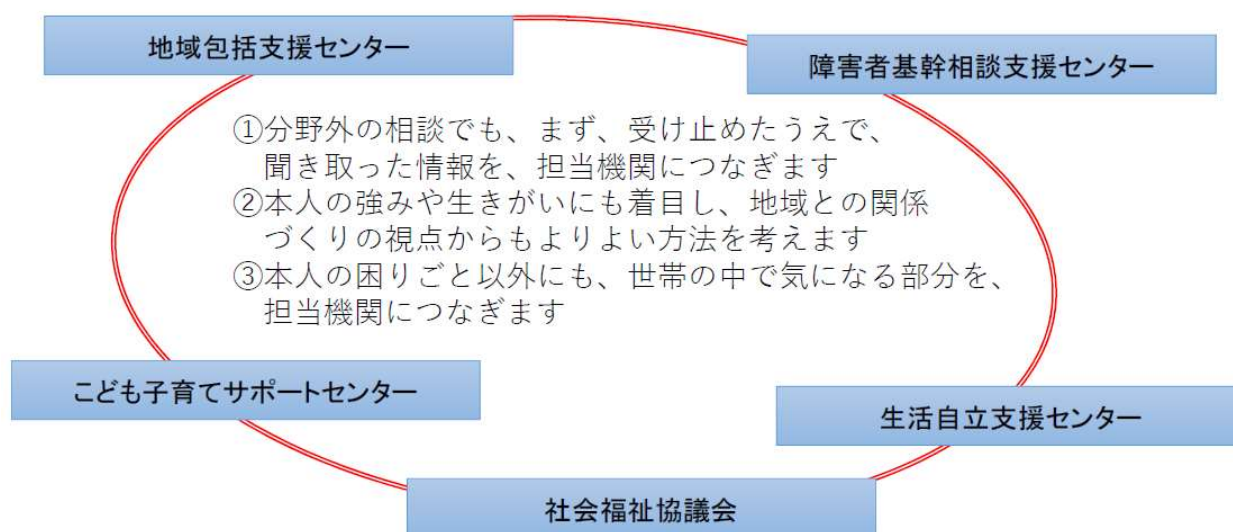
※1 既存の拠点の設置形態は変更せず、相談支援機関の連携で対応

※2 複数の小学校校区（住民が日常生活を営んでいる地域として市が定める区域）

※3 母子保健型と基本型を一体的に実施

※4 市町村保健センターと基本型の連携による

●相談支援機関の連携体制



※記載している機関以外の機関も含んだ多機関連携を推進します。

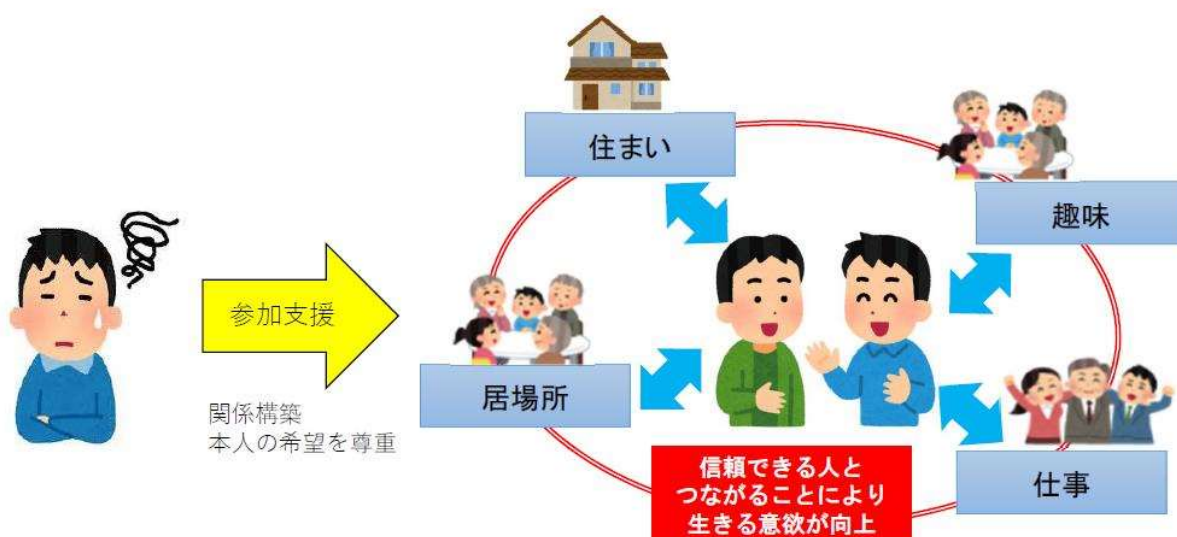
2 参加支援事業【新規】

長期のひきこもり状態で社会に出ることに不安がある人などに対して、本人や世帯の希望に沿って、地域資源を活用又は創出しながら、安心できる居場所の紹介や、就労支援、居住支援などを行い、孤立感を和らげ、段階的に社会とのつながりを回復していく支援を行います。

担当機関：株式会社アソウ・ヒューマニーセンター（委託）

想定される連携先の例：行政機関、支援関係機関、就労支援機関、居住支援団体
NPO関連の中間支援組織
社会福祉法人久留米市社会福祉協議会 等

●参加支援事業のイメージ



3 地域づくりに向けた支援事業【拡充】

これまで対象者や分野ごとに実施してきた事業を継続しつつ、これまで対象とならなかった人や分野にも拡充し、地域の多様な活動を支援しながら、地域社会からの孤立を防ぐとともに、多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を行います。

(1) 地域づくりのコーディネート機能

担当機関：社会福祉法人久留米市社会福祉協議会

実施方法：生活支援コーディネーターが支え合い推進会議（第2層協議体）や小地域ネットワーク活動の運営等を支援し、それらの全世代・全分野化を促進します。

(2) 地域づくり支援

ア 一般介護予防事業

- ・地域介護予防活動支援事業（委託）
（よかよか介護ボランティア事業、おたっしや出張講座、口の元気アップ出張講座
にこにこステップ運動&スロージョギング、ドレミ♪で介護予防!!出張講座）

イ 生活支援体制整備事業（委託）

- ・生活支援コーディネーターの配置（11名）
- ・支え合い推進会議（第2層協議体）の設置（小学校区毎）及び運営支援

ウ 地域活動支援センター運営事業（団体補助）

- ・Ⅰ型^{※1}：2カ所
※1 創作的活動、生産活動の機会の提供や地域住民ボランティアの育成、
障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施する施設
- ・Ⅲ型^{※2}：8カ所
※2 創作的活動、生産活動の機会の提供や生活指導を行い、社会との交流
促進等を図るための通所施設

エ 地域子育て支援拠点事業

- ・子育て交流プラザ運営事業：1カ所（委託）
- ・児童センター運営事業：1カ所（委託）
- ・つどいの広場事業：1カ所（団体補助）
- ・地域子育て支援センター事業：9カ所（直営）

(3) その他

- ・くるめ見守りネットワーク事業（直営）
- ・避難行動要支援者支援（直営）
- ・支え合うプラン取組推進事業（委託）
- ・小地域ネットワーク活動（団体補助）
- ・生活困窮者社会資源活用促進事業（委託）
- ・子ども食堂支援事業（団体補助）
- ・久留米市市民活動・絆づくり推進事業費補助事業（団体補助）

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】

複合的な課題を抱えているため必要な支援が届いていない人や長期のひきこもり状態の人などに対して、様々なアプローチや定期的な訪問により、信頼関係を築き、必要な支援を届けます。

担当機関：社会福祉法人久留米市社会福祉協議会（委託）

想定されるアウトリーチ先：課題をもつ人・世帯、民生委員児童委員協議会
ふれあいの会、支え合い推進会議（第2層協議体）
各種居場所 等

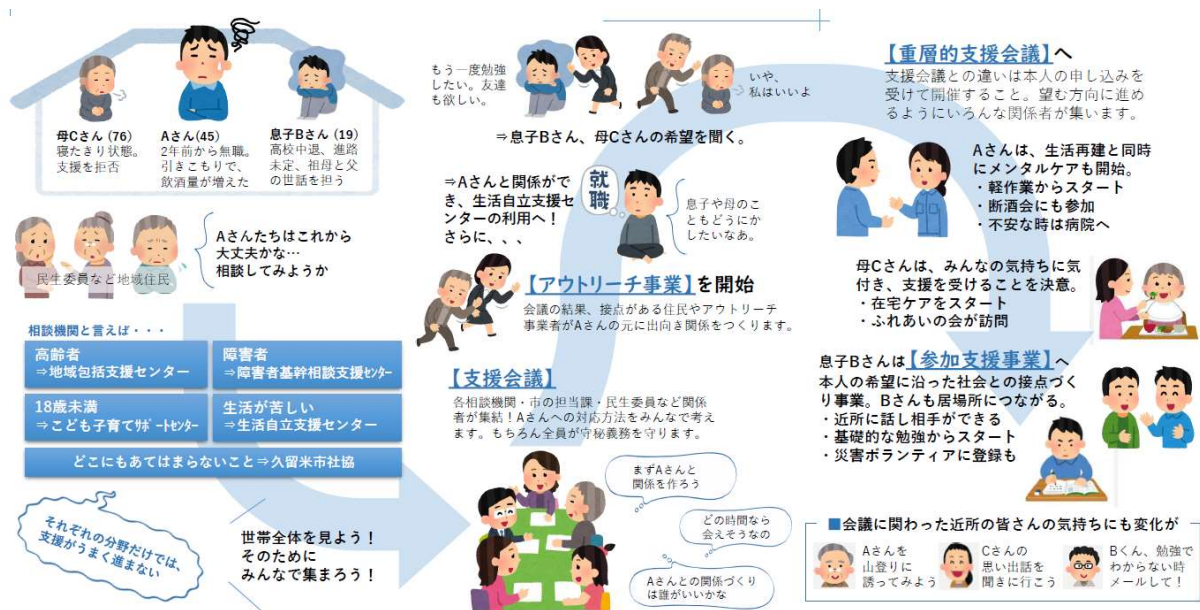
5 多機関協働事業【新規】

複合的な課題を抱えているケースや専用の窓口がないようなケースは、関係者が集まり、重層的支援会議や支援会議で検討します。各分野の知識や経験、関係者からの情報を重ねて課題を解きほぐしたり、役割分担をしたり、支援プランを作成したりして、本人や世帯をチームで支援します。

担当機関：社会福祉法人久留米市社会福祉協議会（委託）

重層的支援会議・支援会議：毎月第4水曜日開催、必要に応じて臨時開催

●世帯の困りごとをチームで支援（事業の全体イメージ）



第3 目標・評価指標

重層的支援体制整備事業は、くるめ支え合うプランに基づく取組みであるため、プランに掲げる成果指標を目標・評価指標とします。

○地域での支え合いや助け合いが充実していると感じる市民の割合【市民意識調査】

| 現状 (H31・R1) | 目標 (R7) |
|-------------|---------|
| 64.1% | 70.0% |

○地域での見守り訪問活動件数（ふれあいの会による訪問活動件数）

| 現状 (H30) | 目標 (R7) |
|-----------|-----------|
| 226,650 件 | 296,000 件 |

○生活自立支援センターの新規相談受付件数

| 現状 (H30) | 目標 (R7) |
|----------|---------|
| 1,020 件 | 1,020 件 |

○助けを求めることができる人がいる市民・困っている人の相談にのることができる市民の割合【市民意識調査】

| | 現状 (H31・R1) | 目標 (R7) |
|-------------------------|-------------|---------|
| 助けを求めることができる人がいる市民の割合 | 81.3% | 87.0% |
| 困っている人の相談にのることができる市民の割合 | 23.7% | 29.0% |

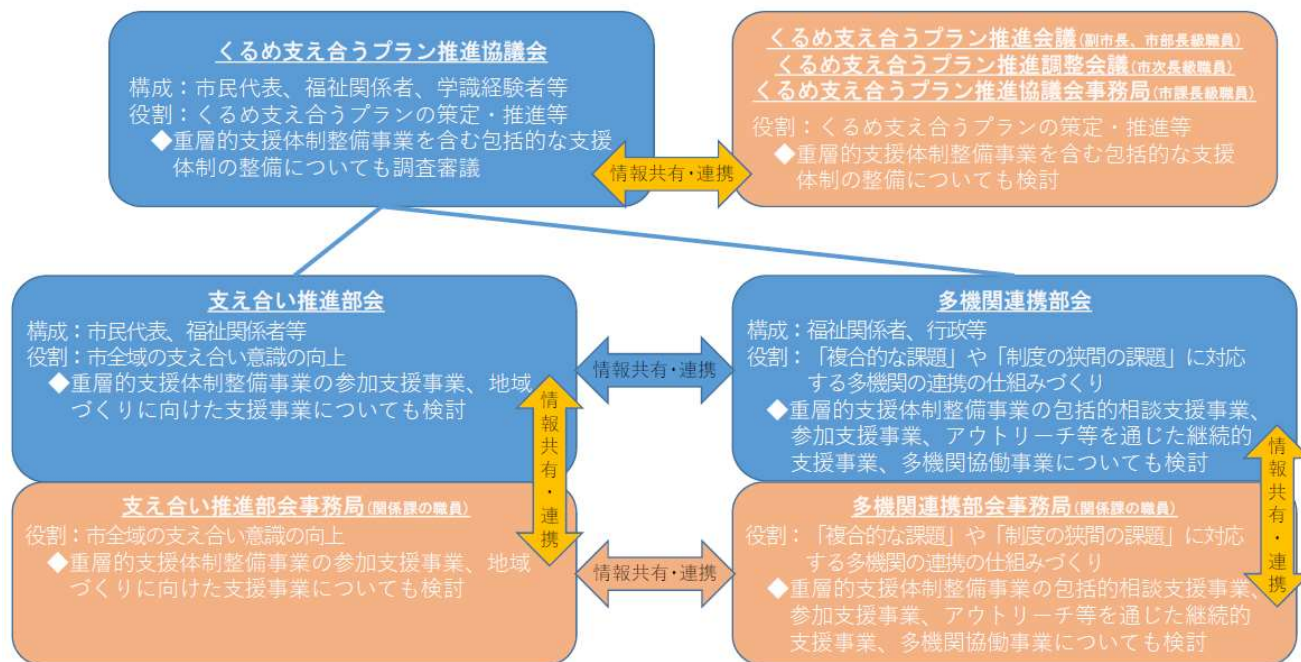
(参考)

今回、新規に実施する「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」のプラン作成目標件数は次のとおりです。

| | |
|----------------------------|--------|
| 参加支援事業のプラン作成件数 | 24 件／年 |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプラン作成件数 | 30 件／年 |
| 多機関協働事業のプラン作成件数 | 36 件／年 |

第4 関係機関間の連携方法

次の会議等を通して、関係機関間で情報を共有し、連携します。



また、重層的支援会議・支援会議は次のとおり実施します。

| | |
|---------|--|
| 開催日 | 毎月第4水曜日（加えて必要に応じて臨時開催） |
| 運営者 | 多機関協働事業者 |
| 参加者 | 地域包括支援センター/長寿支援課 障害者基幹相談支援センター/障害者福祉課 こども子育てサポートセンター 生活自立支援センター/生活支援第2課 アウトリーチ事業者及び参加支援事業者/地域福祉課 その他、ケースに応じて必要だと思われる人 |
| 主な協議内容等 | 【重層的支援会議】 <ul style="list-style-type: none"> ・プランの適切性の協議 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討 等 【支援会議】 <ul style="list-style-type: none"> ・気になる事例の情報提供・情報共有 ・見守りと支援方針の理解 ・緊急性がある事案への対応 等 |